

内国捕虜郵便物の
取扱いに関する郵便約款

日本郵便株式会社

内国捕虜郵便物の取扱いに関する郵便約款

(約款の適用)

- 第1条 日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)は、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。)第68条の規定に基づき、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第25号。以下「第三条約」といいます。)第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条並びに戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約(昭和28年条約第26号。以下「第四条約」といいます。)第141条の規定により郵便料金を免除される郵便物(国内のみにおいて引受け及び配達を行うものに限り、以下「内国捕虜郵便物」といいます。)に係る郵便の役務の提供条件についてこの内国捕虜郵便物の取扱いに関する郵便約款(以下「約款」といいます。)を定めます。
- 2 この約款に定めのない事項については、内国郵便約款、電子郵便約款、第三条約、第四条約、法令又は一般の慣習によります。

(約款の変更)

- 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語)

- 第3条 この約款において使用する用語は、第三条約、第四条約、法及び法に基づく総務省令並びに内国郵便約款において使用する用語の例によります。

(内国捕虜郵便物の差出方法)

- 第4条 捕虜若しくは第三条約第5条第2項に規定される者(以下「仮収容者」といいます。) 衛生要員若しくは宗教要員又は捕虜情報局若しくは被保護者情報局が差し出す内国捕虜郵便物の差出場所は、内国郵便約款第67条(郵便物の差出場所)第1項及び電子郵便約款第8条(差出方法等)第1項の規定にかかわらず、その捕虜若しくは仮収容者、衛生要員若しくは宗教要員が収容されている捕虜収容所若しくは捕虜情報局若しくは被保護者情報局の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所又は当社が別に定める事業所とします。
- 2 内国捕虜郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。
- 3 内国捕虜郵便物は、捕虜若しくは仮収容者、衛生要員若しくは宗教要員又は捕虜情報局若しくは被保護者情報局が差し出すものについては、差出しの際、差出事業所が指示する事項を記載した書面を添えていただくほか、当社が別に定めるところにより差し出していただきます。

(注1) 第1項の当社が別に定める事業所は、捕虜収容所、捕虜情報局又は被保護者情報局の郵便物配達を受け持つ事業所の郵便物配達受持区域内にある事業所であって支社が指定したものとします。

(注2) 第2項の当社が別に定める表示は、郵便物の表面の見やすい所に「捕虜郵便」の文字を明瞭に記載するものとします。

附 則

(実施期日)

- 第1条 この約款は、平成24年10月1日から実施します。

(内国捕虜郵便物の取扱いに関する郵便約款の廃止)

- 第2条 郵便事業株式会社が定めた内国捕虜郵便物の取扱いに関する郵便約款は、廃止します。

(差し出された郵便物に関する経過措置)

第3条 この約款の実施前に第三条約、第四条約、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）附則第9条の規定による改正前の法及び日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第78号）第4条の規定による改正前の郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）その他同法に基づく総務省令並びに前条（内国捕虜郵便物の取扱いに関する郵便約款の廃止）による廃止前の内国捕虜郵便物の取扱いに関する郵便約款、内国郵便約款附則第2条（内国郵便約款の廃止）による廃止前の内国郵便約款及び電子郵便約款附則第2条（電子郵便約款の廃止）による廃止前の電子郵便約款の規定に従って差し出された郵便物は、この約款の相当の規定に従って差し出された郵便物として取り扱います。